



暑中お見舞い
申し上げます

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811
熊本県熊本市中央区本荘
6丁目8-7
TEL. 096(375)4340
FAX. 096(375)4341

◆ 8月の税務と労務

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 国 税／7月分源泉所得税の納付 | 8月10日 |
| 国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 8月31日 |
| 国 税／12月決算法人の中間申告 | 8月31日 |
| 国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 8月31日 |
| 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 | 8月31日 |
| 地方税／個人事業税第1期分の納付 | |

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

8月

(葉月) AUGUST

11日・山の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

eLTAX 地方公共団体で組織・運営する（一社）地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

経営者がやつてはいけない事



中小企業経営者の方は、販路拡大、商品開発、在庫管理等様々な課題を抱えています。経営コンサルタント・A氏は、これら経営上の課題から生じる困難は、ベテラン経営者なら何とか克服する、しかし、経営外のことから生じる問題で冷静さを失う場合があり、そのことにより倒産に追い込まれることがある、と注意します。

では、A氏の注意する内容は「一、金を貸す。二、判（印鑑）をつく。三、役（役職）に就くことである。つまり、金を貸すな、判をつくな、役つくな、の三つのことをしないことが難を避ける」といいます。A氏は「三スルナ」と口癖のように話します。

「私はお金に関しては、しっかりと管理している」と思っている経営者は多いです。実際には売掛金の回収遅れは相手企業にお金を貸していることですが、このことは経営上のことで、皆様も対処するでしょう。

A氏の話す「金を貸す」とは経営外のことです。事例を見ましょう。

兵庫県K区、土木基礎工事業N社、社長N。業歴十五年、従業員十一名。

四十代後半の社長Nさんは度胸があると他所の人は見ているし、自分もその気になっています。

普段、社員から「社長！マジヤンで負けたので、給料日まで五万円貸してくれ」とか、知人から「田舎のおふくろの見舞いに行くんで、今月中には返すから十万円貸してくれ」など。一方、K信金の定期預金では積んだり、積まなかつたりとなっていました。

ある時、大きな工事が遅れ予定した資金が入らず、K信金に借入を申し込んだところ否決されました。今まで貸してくれたのに…。資金繰りに困っているところにNさんの弟の友人から「俺が知っている所が金を貸してくれるヨ」とS社（街金業者）を紹介されました。

違和感はあつたものの、「一時しおぎにはこういう方法もある」とばかり金を借りたのです。

一ヶ月後返済の金額はムリとS社へ平身低頭して説明したところ、S社はアッサリと快諾。この様な繰り返しの後、NさんはS社の言われるまま、委任状やら不動産賃本、訳の分らない書類に次々と判を押し、九ヵ月

後に倒産。（注、街金業者は手形貸付、保証人貸付、担保貸付等の各々得意分野での融資を行う。S社は担保貸付業者に当たる）

Nさんの例に見るだけではなく個人間の金の貸し借りはしないよう注意して下さい。

二 判をつくナ

判についての失敗は枚挙にいとまがありません。

事例で見ましょう。

東京都S区、機械加工業D社、社長D。業歴四十一年、従業員二十三名。

Dさんの外出は多く、留守の間に印鑑が必要なことも度々。このようなことからDさんは役員が判をつくことを大目に見るようになりました。

現在、Dさんは奥さんにズボンの裏にポケットを縫つてもらいたい印鑑を持ち歩いています。

何故このようになつたのかDさんは決してしゃべろうとはしませんでしたが、親しい経営者にだけ話します。「僕は実印を押す時は髪の毛を一本、書類の上において押印するんだ。ある契約を巡り、裁判沙汰になり、

その時に誰が実印を押したのかが焦点となつたが、裁判所は鑑定の結果、髪の毛のない押印であると私の主張を認めてくれた」とのことと、Dさんは難を逃れただそうです。

話を本題に戻します。

A氏の言う「判をつくナ」は「連帯保証人の印鑑を押すナ」

確かに、裁判になつても連帯保証の判が押してある案件はどうにもならない、というのが弁護士の意見です。

金融機関が中小企業経営に対する融資を実行する場合、借入本人以外に他の人の連帯保証を求める場合は多い。

金融機関にとって債権保全（融資の回収）は、借入本人だけで心許無いため、保証人をとり融資を実行しようとします。したがって、金融機関側にすれば、保証人は借入れを行つた本人の代位弁済をすることは、当然の義務であると考えますし、保証人側からすれば「俺は頼まれたから判をついただけだヨ」といつた意識のズレがあります。下表は金融機関の連帯保証の

扱いを紹介したのですが、見て頂くと、連帯保証の意味がご理解頂けると思います。

三 役つくナ

東京J地域の信用金庫関係者の集まりの話です。

Y支店長が、「私のところではゴルフ会があり、会員企業X社のX社長に会長をお願いしているが、その後、何が原因なのか分らないがX社の業績が落ちてきている」と話します。すると他の信用金庫支店長も、「私の所もだ」と同調する声が挙がったそうです。

また、地方自治体の商工相談員の話でも「多くの商店会長の店を見ているが、どういう訳か、その店が繁盛しているように見えない」と言います。

先述のA氏によると、「商店会長の役職の労力が十だとすれば、副会長や他の役員は二又は三だろう。また、ゴルフ会といつた一見、簡単そうに思える会でも会長となると毎回出席しならぬかかなりの労力を使う」と話します。

経営者の方は同業組合、商工会等いろいろな所から、「顔をチヨツと出すだけで良いですかから」と役員を頼まれることがあります。

保証人に対しての督促は、時期及び方法が適切でなければ、一般的な協力が得られず、代位弁済交渉は難行する。また、保証人は、一般に返済意思が弱く、債務者と親類、取引先、知人等の関係にあるから、債務者の返済履行にその関係の活用も考えられる。

保証人督促にあたっての留意事項

留意事項	内容
①保証意思の再確認	<p>保証人督促でまず行うことは保証意思の再確認です。これは、審査・契約時の意思確認のフォローであり、保証否認の防止を図るためである。</p> <p>保証意思の再確認にあたり、次の措置をとる。</p> <p>イ. 面接した時には、今後の返済方法などを記載の念書等に署名をもらうよう努力する。</p> <p>ロ. 債権者との関係、保証した動機等を確認とともに書面でまとめる。</p> <p>ハ. 保証人あて郵便により保証人であることの事実を通知する。</p>
②延滞の事実と延滞状況の通知	<p>保証人は、債権者が延滞したことにより、代位弁済の危険を負担しなければならないことから、延滞の事実は早めに通知するとともに、延滞状況及び債権者との交渉経過を知らせる。</p>
③債権者から保証人督促の猶予を求められたとき	<p>イ. 債権者に対し返済計画を立てさせ、当計画の履行の厳守を条件とし、万が一、履行を怠るときは、保証人への督促を実施する旨を確約させる。</p> <p>ロ. 債務者の弱点である保証人との関係を活用し、約束履行のないまま引きずられて、管理が中断しないよう注意する。</p>

※ 表は元金融機関・関係者の話等を参考に作成

無下に断るわけにはいかないと思いますが、どの位労力を自分は使えるかを考え、安易に引き受けることは避けたいものであります。

地積規模の大きな宅地の評価のポイント

平成三十年一月一日以後の相続、遺贈又は贈与から、宅地の評価方法として「地積規模の大きな宅地の評価」が適用され、従来の「広大地の評価」は廃止となっています。土地所有者の中には、相続税等に大きな影響を受けるケースもありますので、ここで整理してみます。

1 制度の目的

広大地とは、その地域における標準的な宅地に比べて著しく地積が広大な宅地のことで、その評価は戸建て分譲を行う場合に道路・公園等の負担が必要であることなどを考慮して、面積が広くなるほど評価額が減額されていました。

- (1) 地積規模の大きな宅地とは
三大都市圏においては五〇〇m²以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては一〇〇〇m²以上の地積の宅地をいいます。
- (2) 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている事例が多く発生したため、二十九年度税制改正大綱

2 地積規模の大きな宅地の評価の概要

で広大地評価について、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法への見直しや適用要件の明確化が盛り込まれ、二十九年十月に国税庁が財産評価基本通達を見直しました。

3 評価方法

- (1) 路線価地域に所在する場合
路線価に奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種面地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価します。
評価額 = 路線価 × 奥行価格補正率 × 不整形地補正率などの各種面地補正率 × 規模格差補正率 × 地積 (m²)
- (2) 倍率地域に所在する場合
次の(1)の価額と(2)の価額のいずれか低い価額で評価します。

- (3) 指定容積率が四〇〇% (東京都の特別区においては三〇〇%) 以上の地域に所在する宅地
- (4) 評価通達二二一に定める大規模工場用地



その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した価額(①)を算出する場合、(2)の方法と(3)の方法があります。

(3)の方法は、
 ② その宅地が標準的な間口離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の一例で、
 ③ 規模格差補正率による評価額を算出する方法です。

規模格差補正率 = $\frac{(A) \times (B) + (C)}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8$

注) 地積規模の大きな宅地の地積(A)は、下記式によつて計算します。
 (B)は、上記式によつて計算した規模格差補正率は、上記式によつて計算した規模格差補正率を乗じて計算した価額(①)を算出する場合、(2)の方法と(3)の方法があります。

規模格差補正率は、上記式によつて計算した規模格差補正率を乗じて計算した価額(①)を算出する場合、(2)の方法と(3)の方法があります。

図表1 三大都市圏に所在する宅地

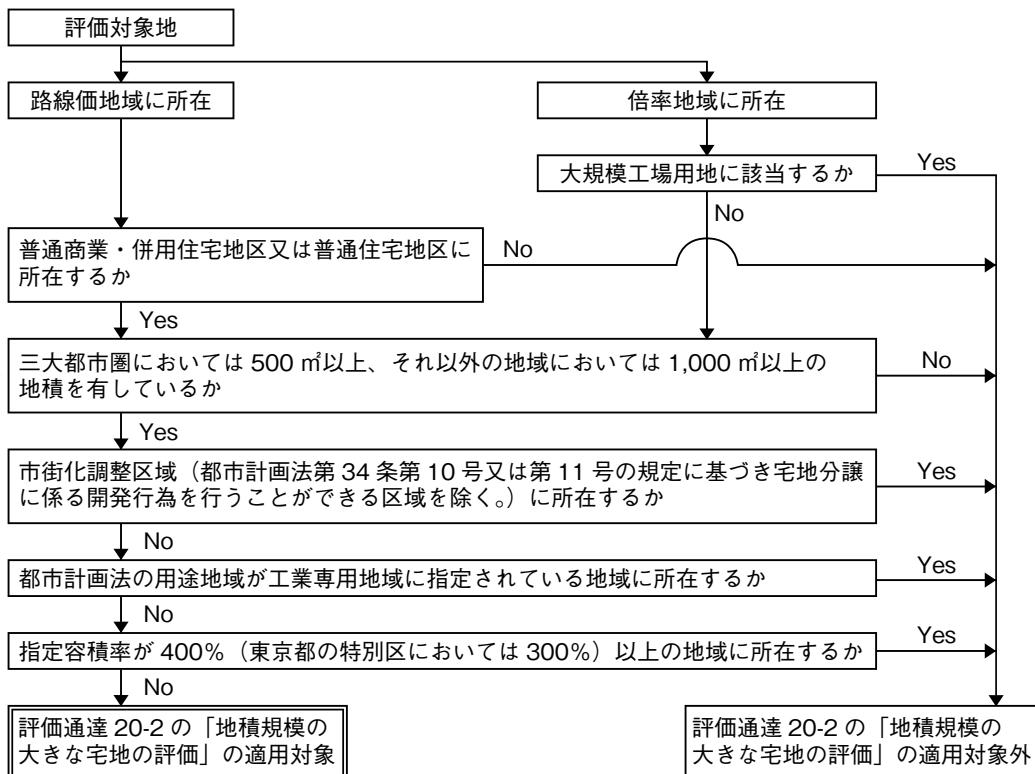
地区区分		普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区	
記号	(B)	(C)	
地積(m ²)			
500以上 1,000未満	0.95	25	
1,000 ≈ 3,000 ≈	0.90	75	
3,000 ≈ 5,000 ≈	0.85	225	
5,000 ≈	0.80	475	

三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分		普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区	
記号	(B)	(C)	
地積(m ²)			
1,000以上 3,000未満	0.90	100	
3,000 ≈ 5,000 ≈	0.85	250	
5,000 ≈	0.80	500	

(国税庁資料)

図表2 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象の判定のためのフローチャート



通勤災害の認定・ 保険給付等（労災保険）

労災保険では、仕事中や通勤途中の災害により生じた傷病に対し、保険給付が行われます。今回は、通勤途中の被災について見ていくこととします。

一 通勤災害とは

労災保険における「通勤」とは、就業に関し、次の①から③の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するもの（例えば、緊急用務のため休日に呼出しを受けた出勤するなど）を除くものとされています。

① 住居と就業の場所との間の往復
② 就業の場所から他の就業の場所への移動
③ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（例えば、転任

に伴い、住居と就業の場所との間を日々往復することが困難となつたため住居を移転し、配偶者等と別居することなど）。

「合理的な経路及び方法」とは、就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。一般的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路など、通勤のためにやむを得ず利用した経路も合理的な経路となり得ます。ただし、特段の合理的な理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合は、合理的な経路とはなりません。

ただし、通勤途中的逸脱又は中断が日常生活上必要な行為（後述）であつて、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き通勤として扱われます（例えば、通常の経路に戻った後の被災による傷病が保険給付の対象となり得る）。

※ ⑤は、平成二十九年一月より通勤災害の対象範囲の変更が行われています。

二 保険給付

（一）保険給付の種類

通勤災害に伴つて支給される診察や治療等の現物給付として行われます。労災病院以外で療養を受けるとき等には、療養の費用の支給が行われます。

① 日用品の購入その他これに準ずる行為
② 職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練で休業給付

一般に合理的な方法となります。

（二）逸脱・中断があるとき

移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とは扱われません。

したがつて、私用のために通常いている経路を逸脱したり、立ち寄つた場所があるときは、逸脱や中断後に被災しても、その傷病については労災保険の保険給付の対象とされないことがあります。

資するものを受けける行為

③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のために働くことができず、給与の支給がないときに支給されます。

休業の第四日目から支給され、休業一日につき、給付基礎日額（平均賃金相当額）の六十%が支給されます。

(3) 傷病年金

傷病年金は、労働者が仕事上のケガや病気で療養（治療等）を開始してから一年六ヶ月を経過しても治らず、かつ、その傷病による障害の程度が傷病等級表に該当する場合にその障害の状態が続いている間支給されます。年金の給付日数は、ケガ等の程度に応じ、給付基礎日額の三百十三日分から二百四十五日分です。

(4) 障害給付（年金または一時金）

傷病が治った後に身体に残つた障害の程度に応じ、年金（障害等級第一級から第七級）または一時金（障害等級第八級から第十四級）が支給されます。

(5) 遺族給付（年金または一時金）

通勤災害により死亡したときには、一定要件を満たす遺族に遺族年金が支給されます。ただし、遺族年金を受けることができない場合や遺族年金を受けた人が権利を失った場合に、すでに支給された遺族年金の合計額が給付基礎日額の千日分に満たないときは、一定の遺族に對し一時金が支給されます。

(6) 葬祭給付

通勤災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。

支給額は、三十万五千円に給付基礎日額の三十日分を加算した額（この額が、給付基礎日額の六十日分に満たない場合は給付基礎日額の六十日分）と

(7) 介護給付

通勤途中の負傷や疾病により、一定の障害が残っている労働者が常時介護又は隨時介護を受けている場合に支給されます。支給額は、常時介護または隨時介護のいずれに該当するか等により上限額や最低保障額が定められています。

には、一定要件を満たす遺族に付と併せて特別支給金の支給（例えば、休業給付受給者には給付基礎日額の二十%）も行われています。

(二) 業務上災害との差異

業務上災害と通勤災害では、保険給付の内容（休業補償給付と給付割合や各種給付の支給日数など）は同じですが、(1)の療養給付を受ける者については、原則として二百円の一部負担金が徴収される点は、業務上災害のときと異なります。

二百円の一部負担金は病院等の窓口で支払うのではなく、(2)

の休業給付を受けるときに、休業給付の額から減額する方法により行われます（休業給付を受けない者や、同一の通勤災害に係る療養給付について既に自己負担金を納付した者などは一部負担金を徴収されません）。

(1) 先に政府が労災保険給付したときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する。

(2) 被災者等が第三者から先行して損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができます。

この場合、同一の事由について兩者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額よりも多くが支払われ不合理です。このため、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整について次のように定められています。

ることとなります。

この場合、同一の事由について兩者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額よりも多くが支払われ不合理です。このため、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整について次のように定められています。

○三 第三者行為災害

通勤途中に交通事故に遭遇した場合など、災害が第三者の行為等で生じたとき（第三者行為災害といいます。）は被災者等は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に對しても給付請求権を取得する

こととなります。

この場合、同一の事由について兩者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額よりも多くが支払われ不合理です。このため、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整について次のように定められています。

重要な経理

社員が5人、10人と増えていくと、従来は、できて「当たり前」、やるのが「当たり前」ということができなくなっています。

あの松下幸之助氏も、「事業を始めた当初は、家内と義弟の3人で、いわば食べるために、ごくささやかな姿で始めたこともあります。」

大半の方は、事業の出発時は松下氏と同様であり、起業後の一定の時期、発展段階で悩むことになる。

つまり、社員の数が少なかった時は、少なかったその上に、もっとも優秀な社員である経営者が密着して指導していたからです。換言しますと、その企業の社員である経営者のウエイトの高さが利益の高さにつながっていると言えます。

創業時、2～3人で頑張っている時期は企業活動の「当たり前」を「当たり前」にできていたのですが、従業員が増えてくると、

それを制度として定着させることが企業存続のための条件となるのです。

経営状態を把握するために、月次決算をできるだけ早く行う。

「当たり前」のことの中に、経理関係、つまりはお金のこと(調達の問題ではありません)の把握が重要です。

日々の経営の状況は試算表という形で把握します。ところが、足踏み状態の企業でその試算表の作成が1ヶ月も2ヶ月近くも遅れている。

少しでも問題を早く把握して対策を打つことで問題が発生しても火は小さく、消すこともできるのです。

業種によっては、月次決算を「次の月の一週間が経過した時点まで」というのは厳しいかもしれません、最低限必要な科目の動きが試算表で掴めればよいのです。とにかく、大筋を早く把握する。そのためには会計事務所と相談して欲しいものです。

経営理念を作るときに

経営理念を作るときのヒント
に「三人の石切職人の話」があります。
旅人が、彼ら三人に「何をして生きるのか」と聞くと、職人A
でいる。職人B——硬い石を稼いでいる。
ため努力している。職人C——皆の安らぎの場となる教会を作つて
いる。これらの答えが経営理念で、

経営理念は経営していく上で
判断基準になります。
つまり、経営理念は「いった
たいのか」という答えを指すの
です。さて、「目標は大きければ大
きい程良い」という経営理念は
誤りです。作成者の寿命からみ
て、その期間内に実行可能か否
かを考慮することが大事です。

ファーストペンギン

ファーストペンギンという言葉を聞いたことがありますか？

これは、海に魚がいる(えさがある)とリスクを冒して最初に飛び込んでいくペンギンのこと。

これに対し、セカンドペンギン達は、他がうまくいったので実行しようというペンギンの群れをいうそうです。

中小企業経営者はファーストペンギンと同様、“答えが無い難関と困難”に日々、向き合います。

さて、巷には“自社のドメインを決めて差別化の戦略を構築するには”等の経営セミナーが盛んに開催されています。

残念ながら自社の経営には役立たないことが度々です。

何故ならば、経営者は答えの無い課題に取り組む(成功確率は22%ともいわれる)ファーストペンギンだからです。